

12 琉球国中山王尚寧起請文(島津家文書)(国宝)

S 島津家文書一五七七。続紙、一通。第一紙、縦三五・九cm、横六二・一cm。

慶長十四(一六〇九)年、島津家は徳川家康の許可を得て琉球に出兵し征服した。降伏した国王尚寧以下百余名を鹿兒島へ連行し、東上し家康、秀忠に拝謁させた。慶長十六年九月琉球国中山王尚寧起請文は、鹿兒島に戻った尚寧が、琉球国を薩摩藩主島津家久から安堵され、帰国の前に家久に宛てて差し出した起請文である。月のみで日付の記載はないが、九月十九日に薩摩側が政治指針である「掟十五条」を琉球側に示し、同二十一日に勝連親方外五名連署の起請文が提出されているので、この間の作成と考えられる。起請文への署名を拒否した三司官の一人謝名利山(唐名、鄭廻)は斬首になった。起請文は、あることがらを宣誓し、万一その内容に偽りがあれば神仏の罰を蒙るであろうと述べた文書。宣誓の部分を書き、神仏の名をあげて呪詛をかけた部分を神文と称す。神文の料紙には、牛王宝印(護符)を裏返して使うことが行われた。この文書も、神文に熊野那智神社の那智瀧宝印(「那智瀧宝印」の文字を鳥点と宝珠で表現したもの)七枚を使用する。「身を貴国に寄するの上は、永く帰郷の思を止めて、宛も鳥の籠の中にあるが如し」の一文に尚寧の無念さを読み取れるか。

〔釈文〕

敬白 天罰靈社起請文之事

一、琉球之儀、自往古、為

薩州島津氏之附庸、依之、太守被讓其位之時者、
 敵艦船、以奉祝焉、或時々以使者・使僧、獻陋邦之方物、其礼義終無怠矣、就中

大閩秀吉公之御時所被定置者、相附 薩州徭役諸式可相勤旨、雖無其疑、遠国之故不能相達、右之御法度多罪々々、因茲、球国被破却、且復、寄身於貴国上者、永止帰郷之思、宛如鳥之在籠中、然処、家久公有御哀憐、匪啻遂帰郷之志、割諸島、以錫我、其履、如此之御厚恩、何以可奉謝之哉、永々代々対薩州々君、毛頭不可存疎意事、

一、到子々孫々、讓与此靈社起請文之草案、不可忘御厚恩之旨、可令相伝事、

一、所被相定之御法度、曾以不可致違乱事、
 右條々、偽於有之者、

敬白天罰靈社上卷起請之事
 (神文略)

仍靈社上卷起請文如件、

中山王

慶長十六年 辛菊月

尚寧 (花押)

進上 羽林家久公



(中略)



12 琉球国中山王尚寧起請文 (島津家文書) (国宝)